

弘前サッカー協会規約

(名称及び事務局)

第1条 本会は、弘前サッカー協会（以下「本協会」という。）と称し、事務局は会長が定めるところに置く。

(組織)

第2条 本協会は、弘前市及び市近郊のサッカー団体及び愛好者を会員として組織する。

(目的)

第3条 本協会は、一般社団法人青森県サッカー協会の傘下団体として、また、公益財団法人弘前市スポーツ協会の種目団体として、弘前市及び市近郊のサッカー団体及び愛好者との連携を図り、サッカー競技の健全なる普及発展に努めるとともに、地域サッカー界の躍進に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 一 各種サッカー大会の開催・運営に関すること
- 二 サッカー技術の指導・普及に関すること
- 三 競技規則の普及及び審判技術の指導・研鑽に関すること
- 四 その他、前条の目的に適う事業

(役員)

第5条 本協会には、次の役員を置く。

会長1名、副会長若干名、理事長1名、副理事長若干名、理事若干名及び監事2名とするほか顧問及び参与を置くことができる。

第6条 会長、副会長、顧問及び参与は総会において選任し、会長は本協会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時、又は会長が欠けた時はこれを代理する。

3 理事は総会において選任し、本協会の運営に当たる。理事長及び副理事長は理事の互選とし、理事長は本協会の運営の責任者とする。

4 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故ある時、又は理事長が欠けた時はこれを代理する。また、副理事長のうち1名は事務局長の任にあたる。

5 監事は総会において選任し、本協会の会計を監査する。

第7条 役員任期は2年とするが、再任は妨げない。ただし、顧問及び参与を除き就任時において満70歳未満であることを原則とする。

(会議)

第8条 本協会の会議は、総会、理事会及び運営会議とする。

第9条 総会は、会員をもって構成する。

第10条 総会は、毎年4月に開催する定例総会及び理事会において必要と認めた場合に開催する臨時総会とし、会長がこれを招集する。

第11条 定例総会では、規約の審議、事業報告及び決算の承認、事業計画及び予算案の審議、会長、副会長、顧問及び参与の選任、理事及び監事の選任その他重要事項の審議を行う。

第12条 理事会は、本協会の運営機関とし、会長、副会長、理事長、副理事長及び理事をもって構成する。

第13条 理事会は、理事長、副理事長及び各専門委員会の委員長の互選及び総会に提出する議案等を審議することとし、会長がこれを招集する。

第14条 運営会議は、会長、副会長、理事長、副理事長をもって構成し、必要に応じて関係する理事の出席を求めることができる。

第15条 運営会議は、必要の都度、本協会が行う事業を円滑に行うため関連事項の確認や協議を行う目的で開催することとし、理事長がこれを招集し、議事を進行する。

第16条 会議総会及び理事会の議長は、出席会員の互選とし、議決は出席会員の過半数をもって行うが、可否同数の場合は議長がこれを決する。

(専門委員会)

第17条 本協会は、事業運営を円滑に進めるため、次の各専門委員会を置き、委員長は理事会で選任する。

① 技術委員会	⑦ 第4種委員会 (小学校・クラブ)
② 審判委員会	⑧ 女子委員会
③ 規律・フェアプレイ委員会	⑨ シニア委員会
④ 第1種委員会 (社会人・学生・クラブ)	⑩ キッズ委員会
⑤ 第2種委員会 (高校・クラブ)	⑪ フットサル委員会
⑥ 第3種委員会 (中学校・クラブ)	⑫ 普及・広報委員会

2 会長は、必要に応じて前項に規定のない専門委員会を置くことができる。

第18条 前条の第1種・第2種・第3種・第4種・女子・シニア・キッズ・フットサルの各大会毎に規律委員会を置くこととし、任務及び構成期に定めるところによる。

(会計)

第19条 本協会の経費は、次に掲げるもので支弁する。

一 チーム登録費

第1種・第2種	18,000円
第3種・第4種・女子・シニア	10,000円

上記のほか、各種別の登録チームにおいて当該年度当初にJFAに対して行った選手登録数に200円を乗じた金額を加算した額とする。

ただし、サッカー競技で登録したチームがフットサルの区分でも登録した場合は、フットサルチームとしての登録費を要しない。

二 大会参加料

三 寄付金、その他の収入

第20条 本協会の会計年度は、毎年4月1日にはじまり翌年3月31日に終わる。

(雑則)

第21条 この規約に定めるもののほか必要な事項については、会長が別に定める。

(附則)

- 1 この規約は、昭和29年10月より実施された。
- 2 前回の規約の改正は、平成23年4月10日開催の定期総会で承認された。
- 3 改正後の規約は令和2年4月1日から適用する。
- 4 改正後の規約は令和3年4月1日から適用する。

普及活動費支出基準の改正について

【改正の理由】

1. 令和2年度予算科目の名称に合わせるためタイトルを改正するものである。
2. 基準に係る疑義や例外の協議は、運営会議の所管とするため改正するものである。
3. 附則3を改正して規約の最新改正後の適用期日を定めるものである。

全国東北大会出場祝激励金支出基準

この基準は、弘前市サッカー協会が活動費のうち普及活動費から支出する東北大会及び全国大会出場チームへの激励祝い金について、対象チーム及び金額を定めるものである。

1 対象チーム

弘前サッカー協会規約第17条一に規定する「チーム登録費」を納入し、サッカー又はフットサル大会の地区予選会を経て東北大会又は全国大会に出場するチームとする。

2 激励祝い金の額

区 分		1チーム1大会あたり
サッカー大会 (8人制を含む)	全国大会	50,000円
	東北大会	20,000円
フットサル 大会	全国大会	10,000円
	東北大会	10,000円

3 その他

- (1) この基準に疑義が生じた場合又は例外による支出が必要な場合は、会長が運営会議に諮って決定する。
- (2) この基準は、平成24年度に開催される大会から適用する。
- (3) この基準は、令和2年度に開催される大会から適用する。